3月の相談

＊行政相談　HP

2日（水）山南住民センター
10日（木）青垣住民センター
14日（月）市役所第1相談室
15日（火）春日住民センター
16日（水）柏原住民センター
17日（木）市島農村環境改善センター
〔時間〕午後1時30分～3時30分
問 総務課（氷上庁舎内）☎82－1002

＊人権相談　HP

○特設人権相談所
14日（月）柏原住民センター
17日（木）氷上住民センター
22日（火）春日住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～4時
○常駐相談所（神戸地方法務局柏原支局）
毎週水曜日（※祝日除く）午前9時～午後4時
○全国共通人権相談ダイヤル☎0570－003－110
○女性の人権ホットライン☎0570－070－810
○子どもの人権110番 0120－007－110
○女性のための相談電話【Mスタジオ】
「ほほえみホットライン」☎090－9841－9788
毎月第2・第4木曜日
〔相談時間〕正午～午後8時
問 柏原人権擁護委員協議会☎72－0176
人権啓発センター（氷上住民センター内）☎82－0242

＊消費生活相談

相談場所／市役所くらしの安全課　相談日／水土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
問 丹波市消費生活センター（くらしの安全課内）☎82－0996
※土日の電話相談は【消費者ホットライン】☎0570－064－370

＊行政書士による無料相談会

5日（土）午後1時30分～4時　柏原住民センター（予約不要）
問 県行政書士会摂丹支部 ☎72－4696

＊無料登記法律相談会

17日（木）午前9時～11時30分　柏原住民センター（予約不要）［共催］県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部
問 吉竹事務所☎72－4388

＊市民生活の安全・安心確保のための指導相談（電話・面談）

月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
問 総務課（氷上庁舎内）☎82－1002

＊ニート・ひきこもり相談
子ども・若者サポートセンター

毎週金曜日／月4回午前11時～午後3時（要予約）
氷上保健センター（第1・3金）春日住民センター（第2金）柏原支所（第4金）
予約☎080－8331－8149
問 くらしの安全課（氷上庁舎内）☎82－1532

じんけんのとびら

若者の命を守る ～私たちにできること～

人権啓発コーナー

平成27年版自殺対策白書によると若い世代の自殺が多く、特に15～39歳の各年代の死因の第1位が自殺です。自殺の要因は、健康問題や経済・生活問題、仕事や家庭の問題など様ざまで、それらの問題が複雑に関係しています。

若い世代の命を守るために、周囲の人間ができることは決して少なくありません。一人ひとりがこの深刻な状況に関心をもち、周りの人に目を向けてみてください。だれかが孤独や辛さを感じる辛い時には、安心感をもてるよう寄り添って話を聴きましょう。日々のあいさつや声かけも大切です。一人ひとりの気持ちにしっかり向き合い、だれにとっても生きやすい社会を育みましょう。

問 人権啓発センター☎82－0242

消費生活ニュース

ー　プリペイドカードの購入指示に注意　ー

事例1
利用した覚えのない料金を業者に請求され、その支払いにコンビニで販売している前払い式支払い手段のプリペイドカードの購入を指示された。要求されるままプリペイドカードの番号を伝えてしまい、購入した金額（価値）を取られた。

■カードを相手に渡さなくても、番号を伝えると相手に価値をすべて渡したことになります。架空請求者が使う手口で、被害回復は大変困難です。注意をしましょう。

問 丹波市消費生活センター☎82－0996

こんにちは！スポーツ推進委員です　HP

問 文化・スポーツ課 ☎88－5057

『冬太り対策に！朝に固まった身体をほぐすストレッチ』

寒い時期は、朝起きた時に身体が動きにくいと感じる人も多いと思います。朝に身体を動かすことで、肩や首のコリを解消し、身体をほぐしましょう。
①両手の指先を両肩に添える
②ひじを大きく前まわしする
③ひじを大きく後ろまわしする
前まわしも後ろまわしも、ひじを大きくまわすことを意識すると肩甲骨が動き、3回ずつほどまわすと背中の血流がよくなります。
冬は、寒くて背中を丸めてしまいがちですが、意識して動かすと、姿勢もよくなり代謝も上がります。冷えを解消し、冬太り予防にもなりますので試してみましょう。

HOW TO

廃車・名義変更・減免の手続きと納税証明書

軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人が納める税金です。納期限は5月31日となっています。4月2日以降に廃車や名義変更をされても、払い戻しはありません。

市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、必要書類を確認のうえ、左記の場所で3月上旬までに手続きをしましょう。

※車両を処分しても、市役所等で廃車手続きをしない限り軽自動車税がかかりますので注意してください。

軽自動車「廃車」「名義変更」の手続き場所等

市役所で手続きするもの

原動機付自転車（125cc以下）

小型特殊自動車
農耕作業用・その他特殊作業用

［手続き場所］
税務課・各支所

［手続きに必要なもの］
廃車の場合
①印鑑（所有者のもの）
②ナンバープレート　③登録票
名義変更の場合
①印鑑（新・旧所有者のもの）　②登録票
③ナンバープレート（番号変更される場合のみ）

市役所以外で手続きするもの

3輪・4輪の軽自動車

→ 軽自動車検査協会兵庫事務所
（神戸市西区玉津町居住67－1）
☎050－3816－1847

2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）

→ 神戸運輸監理部兵庫陸運部
（神戸市東灘区魚崎浜町34-2）
☎050－5540－2066

税金はかかる？かからない？

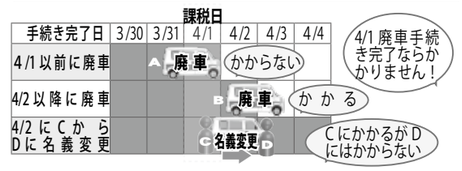

※廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きが完了した日です。手続代行業者などを利用される場合は、依頼日から手続完了までに数日かかりますのでご注意ください。

車検切れ間近ではありませんか？

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要です

①現金で納めている場合⇒過去に未納がない方は、納付書に付いている車検用納税証明書をご利用ください。
②口座振替の場合 ⇒市役所・各支所窓口で車検用納税証明書（無料）を受け取ってください。
※納期日から約1週間程度は収納済みの確認ができない場合がありますので、振り替え済みの通帳を市役所窓口で提示してください。車検代行業者に依頼する場合は、有効期限までに車検を済ませてください。

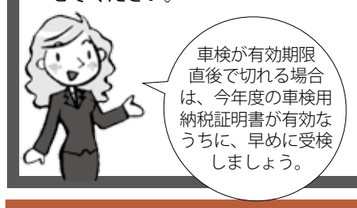

平成27年度の車検用納税証明書の有効期限は、平成28年5月30日です。

軽自動車税の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

平成28年度軽自動車税減免申請の新規受付は、4月1日から5月24日までです。現在減免を受けている方には、3月中に継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。なお、年度途中に名義変更・買いかえをした場合は、新たに申請が必要です。

軽自動車税の納税は便利で安心な口座振替がおすすめです！

お取引先の金融機関等で通帳・印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎82－2070